

〔玄同放言三〕上姓名稱謂

朝臣ミツは大臣なり大臣此云玉加都麻三卷にかばねの朝臣はアヘ吾兄ヒカ臣といふ事なり云々といへ

り、こもよしあるべけれど、證文を引ざれば、こゝろ得がたし、亡友蒲生秀實云、朝臣は、大臣なり、

大の字に阿の訓あり、あには大兄、あねは大姉なりといへり、この説に従ふべし、

〔氏族考上〕朝臣は、阿曾美と訓て、吾兄アヘ男臣の意なり中略或説に朝臣の意にてはああるべし、朝政

たん所云云、みな朝夕の義なり、抑朝廷朝政を朝と云は、百官あしたに先盤務に従ひて、後和
雜事にわたる故の義と思しければ、朝廷朝政朝臣朝所もさより朝夕の朝の義を帯るにて、後和
漢一義也、かりたるにもあらず、吾背
臣にもあらずと云り、猶よく考べし、

宿禰

〔書言字考節用集十〕宿禰位器式

〔續日本紀三十二〕寶龜四年五月辛巳、其天下氏姓中阿曾美爲朝臣、足尼爲宿禰、諸如此類不必從

古

〔上宮聖德法王帝説〕聖王太子聖德娶蘇我馬古ウケ尼ニ大臣女子、名負古郎女、生兒山代大兄王、

〔釋日本紀十五〕述義宿禰

私記曰、昔稱皇子爲大兄、又稱近臣爲少兄也、宿禰之義、取於少兄也、或説帝王相親云、曾古爾禰與蓋

敬敬一作取

〔先代舊事本紀五〕天孫弟宇摩志麻治命中

大神奉齋殿內、即藏天璽瑞寶、以爲天皇神鎮祭之時、天皇寵異、特甚、詔曰、近宿殿內矣、因號ソコ足尼ニ、其

足尼之號、自此而始矣、

〔書紀集解二十九〕天武按足側、尼寢也、側宿以音近、充側以宿、禰音與、寢訓通、故用、言寢于君側也、

〔古事記中元〕比古布都押之信命、娶尾張連等之祖、意富那毘之妹、葛城之高千那毘賣那毘二生子、味

師內宿禰此者山代內又娶木國造之祖、宇豆比古之妹、山下影日賣生子、建內宿禰、